

## 旭川工業高等専門学校入試広報部会細則

制定 平成28. 3. 24達第24号  
改正 令和元. 6. 20規則第19号

### 旭川工業高等専門学校入試広報部会細則

#### (設置)

第1条 旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会規則（平成28年達第23号）第8条第2項の規定に基づき、入試広報に関する専門的事項について審議するため、旭川工業高等専門学校入試広報部会（以下「入試広報部会」という。）を置く。

#### (任務)

第2条 入試広報部会は、旭川工業高等専門学校入学者選抜委員会（以下「入学者選抜委員会」という。）の指示に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者確保のための広報誌の作成に関すること。
- (2) 入学者確保のための学校説明会、中学校訪問等の広報計画の作成に関すること。
- (3) 体験入学の企画及び広報に関すること。
- (4) その他入試広報に係る企画、調査及び評価に関すること。

#### (構成)

第3条 入試広報部会は、次の部会員をもって構成する。

- (1) 教務主事補のうちから入学者選抜委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者 1人
- (2) 専攻主任のうちから委員長が指名する者 2人
- (3) その他委員長が指名する者 若干人

#### (任期)

第4条 前条の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (部会長)

第5条 入試広報部会に部会長を置き、第3条第1号の部会員をもって充てる。

- 2 部会長は、入試広報部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

#### (議事)

第6条 入試広報部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (代理出席)

第7条 部会長は、第3条第2号の部会員が入試広報部会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

- 2 代理の者には、議決権を与える。

#### (部会員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

#### (報告)

第9条 部会長は、入試広報部会で審議した事項を総括し、委員長に報告する。

#### (事務)

第10条 入試広報部会の事務に関することは、学生課が処理する。

附 則

- 1 この細則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定後，最初の部会員の任期は，第4条の規定に関わらず，平成29年3月31日までとする。

附 則（令和元. 6. 20 規則第19号）

この細則は，令和元年7月1日から施行する。